

東大阪経経第 7 号

平成16年3月15日

知的財産戦略本部

本部長 小泉 純一郎 様

東大阪市長 松見 正宣

(経済部 経済企画課扱)

知的財産の創造及び保護に関する要望について

標記の件につきまして、別紙のとおり提出いたします。

知的財産の創造及び保護に関する要望

本市は、基盤的技術産業を中心に多種多様な業種の中小企業が集積し、それらの企業が有機的な分業システムによりフレキシブルな生産ネットワークを築きあげていることで全国的に知られているモノづくりのまちである。

本市では、これら製造業の強みを最大限生かす方向で、平成15年3月に「東大阪市モノづくり経済特区構想」を取りまとめ、高付加価値製品製造業への転換促進、創業・第二創業の促進、海外販路開拓支援など、6つの施策方向を掲げるとともに、その施策方向に沿った具体的施策を打ち出し、各般の施策に積極的に取り組んでいるところである。

産業活動がグローバル化してきている今日、アジア諸国、特に中国からの製品輸入が増加しており、わが国のモノづくりを取り巻く環境がますます厳しくなっている。すなわち、中国製品等と品質的に大差ない製品を作っている、価格面で勝負できない状況が多くの製品分野に拡大しており、わが国のモノづくりが目指すべき基本的方向は、特許をはじめとする知的財産を生み出し、活用することで国際競争力のある高付加価値製品製造業へと転換を図る以外にないと考えられる。

とりわけ、本市のような大都市圏に位置する元気な製造業は、多品種少量、高付加価値、短納期など、何らかの特色を有する企業であり、現在も、新製品・新技術などの開発を通じて高付加価値製品製造業へと更なる深化を進めていきつつある。このような知的財産を活用した高付加価値製品については、従来の取引関係に加え、新たな取引先を開拓していく必要があることから、本市では、モノづくり経済特区構想の施策方向を踏まえ、海外への販路開拓支援を、従来にも増して強力で支援していく考えである。

国におかれては、「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」を策定され、「知的財産立国」に向けた取り組みを進められているところであるが、今後の推進にあたっては、下記の事項にご配慮いただきますよう要望いたします。

記

1．中小・ベンチャー企業に対する特許料等の減免制度の拡充ならびに海外特許申請費用補助制度の創設

国におかれては、特許法や産業技術力強化法に基づき、特定の要件を満たす中小企業を対象に特許料等の減免を措置されているが、中小・ベンチャー企業の知的財産取得を奨励すべく、中小企業基本法で規定するすべての中小企業を対象とされたい。また、中小・ベンチャー企業の海外特許申請費用の補助制度を創設されたい。

2．海外における知的財産侵害対策の強化

経済のグローバル化により、中小企業についても海外において模倣品被害など権利侵害に係る被害が増加しているが、多くの企業が有効な対処を行えないまま、放置せざるを得ない状況にある。ついては、各国政府に対して、様々な機会を通じて模倣品対策の強化を要請されたい。また、在外公館などに知財担当部門を設置し、権利侵害が発生した場合においては、当該国政府機関への働きかけを行うサポート体制の確立を図るなど、知的財産権の保護強化を図られたい。